国道365号栃ノ木峠道路技術検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、国道365号栃ノ木峠道路技術検討委員会(以下、「委員会」という。) と称する。

(目的)

第2条 委員会は、国道365号栃ノ木峠道路に関する計画(以下、「事業計画」という。) に対する課題について検討することを目的とする。

(内容)

- 第3条 委員会は事業計画について、次の事項について技術的な指導、助言を与える。
 - 1) 現道の課題と事業の必要性について
 - 2) 計画ルート比較検討について
 - 3) 計画ルート周辺における地質調査結果について
 - 4) 計画ルートおよび両県坑口位置の妥当性について
 - 5) その他必要な事項

(委員会の運営)

- 第4条 委員会には委員長を置き、福井県土木部道路建設課長または滋賀県土木交通 部道路整備課長からの要請を受けて委員長が招集・開催する。
 - 2 委員長は、委員の互選により決定する。
 - 3 委員は、別紙のとおりとする。
 - 4 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
 - 5 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、検討で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らして はならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員会の公開)

- 第7条 委員会の規約及び委員名簿については、公開とする。
 - 2 議事の概要については、原則公開とする。
 - 3 委員会については、原則非公開とする。
 - 4 これにより難い場合は、委員会に諮った上で、事務局が決定するものとする。

(事務局)

- 第8条 委員会の検討を円滑に進めるために事務局を置く。
 - 2 事務局は、福井県土木部道路建設課及び滋賀県土木交通部道路整備課におく。
 - 3 事務局は、構成・中立な立場で次の事項について事務を行う
 - 1)委員会で検討を行うために必要となる調査、資料作成及びその説明
 - 2)委員会開催の日程調整及び会議設置
 - 3)議事録の作成
 - 4) その他委員会に係る庶務

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員会により定める。

(附則)

本規約は、令和6年1月31日から施行する。

国道365号栃ノ木峠道路技術検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
委員 (委員長)	荒井 克彦	福井大学 名誉教授 NPO 福井地域地盤防災研究所 理事長
委員	山本 博文	福井大学 教育学部長 大学院教育学研究科長 教授
委員	砂村 秀成	福井県 土木部 道路建設課長
委員	中島 智史	滋賀県 土木交通部 道路整備課長
委員	小野田 利宏	福井県 丹南土木事務所 所長
委員	竹下 滋明	滋賀県 長浜土木事務所 木之本支所 支所長